

総合経済対策に盛り込むべき重点施策

政府においては、現在、内閣総理大臣からの指示に基づき、第一に、生活の安全保障・物価高への対応、第二に、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、第三に、防衛力と外交力の強化という三つの重要課題に速やかに対応することを目的として、総合経済対策の策定作業を進めている。

こうした中、本会議において今後検討を進める、危機管理投資・成長投資や中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備とともに、米国関税措置への対応を含め、成長戦略に関連する施策として総合経済対策に盛り込み、直ちに着手すべき重点施策について、以下のとおり取りまとめる。

1. 戦略分野の総合対策等の策定に向けた基本方針

経済安全保障、食料安全保障、エネルギー安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化等の観点から、様々なリスクや社会課題の解決に向けて、官民手を携えて先手を打った戦略的な投資を行うことで先端技術を開花させ、それを社会実装することができれば、我が国のみならず、世界共通の課題解決に貢献するとともに日本経済の新たな成長のエンジンを獲得することとなる。

AI・半導体、造船、量子等の戦略分野において、リスクや社会課題に対し、先手を打って供給力を抜本的に強化するため、官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現する。

戦略分野の各担当大臣は、供給サイドに直接働きかける措置のみならず、戦略的投資促進に繋がる規制改革等の需要サイドからの政策支援を含む、政府による多角的・戦略的な供給力強化策を取りまとめる。関係大臣は、これに協力して取り組む。

取りまとめに当たっては、以下の諸点を踏まえることが必要。

(1) 複数年度にわたる予算措置のコミットメントや税制など、投資の予見可能性向上に繋がる供給力強化策を検討すること。

措置の具体化に当たっては、研究開発、事業化、事業拡大、販路開拓・海外展開といった事業フェーズに応じ、次のような多角的な観点からの支援策とともに、それらを実現するために必要な既存の制度の見直し等も積極的に盛り込むこと。

- ① 大学、国研等の研究開発予算の戦略的配分
- ② スタートアップからの新たな技術提案を取り込むための踏み込んだ措置
- ③ 防衛調達をはじめとする官公庁による調達や規制・規格の導入など、新たな需要創出・拡大策
- ④ 日本発の優れた技術の国際展開の土台として機能する国際標準化戦略
- ⑤ 海外市場開拓支援

- (2) 予見性向上の措置を踏まえた、投資内容・時期・目標額等を含めた官民投資ロードマップを盛り込むこと。
- (3) 戦略的投資により、成長率など国富拡大に与えるインパクトについても定量的な見込みを示すこと。

また、技術、人材育成、スタートアップ、金融など、分野横断的な課題についても、各担当大臣は、それぞれ解消策を策定する。

こうした検討作業の成果を、来夏の成長戦略としてとりまとめる。

2. 総合経済対策について

日本経済の供給構造を強化し、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指す。その好循環の実現に向け、足元の物価高への対応や米国関税対策に万全を期すことは勿論であるが、「危機管理投資・成長投資」による強い経済を実現することが重要となる。

このため、民間企業による投資を引き出すべく、複数年度の予算措置を宣言すること、投資促進に繋がる税制措置の方向性を示すことを含め、投資の予見可能性を高めるための施策を総動員する。特に、AI・半導体に続き、造船、量子、重要鉱物など経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みについて検討に着手する。

本会議では、17 の戦略分野の危機管理投資・成長投資に関して、①政府による供給力強化策、②官民投資ロードマップ、③国富拡大に与えるインパクトの定量的見込み、更には横断的課題の解決策を来夏の成長戦略のとりまとめに向けた検討に着手したところであるが、今般の総合経済対策には、それらの結果を待たず直ちに実行すべき以下の重点施策を盛り込むべきである。

(1)「危機管理投資・成長投資」による力強い経済成長の実現

(1—1)戦略分野

①AI・半導体

- ・ AI 法¹に基づき、年内に、AI 基本計画を策定し、AI に関するイノベーションの促進とリスク対応の両立を推進。
- ・ AI for Science の戦略方針を年度内に策定し、取組を加速。AI の信頼性評価基盤を構築し、日本の文化・習慣を踏まえた信頼できる AI の開発を推進。生成 AI の開発と実装を一体的に支援。日本が強みを持つ産業と AI を融合した多様なサービスの創出を支援。AI ロボティ

¹ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(2025 年9月施行)

クス戦略を年度内に策定するとともに、それに先行して AI ロボティクスの開発・実証を促進。AI セーフティ・インスティテュートを強化。

- ・ 政府による活用を AI の社会実装の起点とするため、行政現場でのガバメント AI の実装に向けた検証を実施。
- ・ 国内の半導体産業の競争力強化のため、先端・次世代半導体の設計・製造に関する技術開発等を支援。

② 造船

- ・ 造船業の自律性と優位性を確保するため、「造船再生ロードマップ(仮称)」を策定。生産能力拡大のための大規模投資を、大胆に支援。
- ・ 船体のサプライチェーン強靱化のため、経済安保推進法²の特定重要物資として指定するとともに、生産基盤強化・研究開発を支援。

③ 量子

- ・ 量子エコシステム構築に向けた推進方策³に基づき、量子コンピュータ、量子暗号通信、量子センシングの研究開発を加速。
- ・ 量子技術イノベーション拠点(QIH)間の共同プロジェクトの実施や、産業技術総合研究所の量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター(G-QuAT)や量子科学技術研究開発機構(QST)、情報通信研究機構(NICT)、理化学研究所の施設・テストベッドの整備を通じて拠点機能を強化し、国産量子コンピュータの開発、量子技術のユースケースの創出、社会実装及び人材育成を加速。

④ 合成生物学・バイオ

- ・ バイオ技術を活用した再生医療等製品の製造に必要な自動培養装置等の設備導入や人材育成を促進。

⑤ 航空・宇宙

- ・ 無人航空機、人工衛星、ロケット部品のサプライチェーン強靱化のため、経済安保推進法の特定重要物資として指定するとともに、生産基盤強化・研究開発を支援。
- ・ 拡大する航空機需要や 2050 年カーボンニュートラル達成を見据え、次期航空機・低燃費エンジンの開発を促進。
- ・ 官民連携による実証や投資の加速、国際競争力につながる技術の獲得・活用、産業の集積等を促進するため、宇宙戦略基金が速やかに1兆円規模となることを目指す。
- ・ 日本人の月面着陸などアルテミス計画を推進し、有人与圧月面探査車の開発等を実施。準天頂衛星の 11 機体制に向けた開発を実施。官民のロケット開発支援や打上高頻度化、射場整備、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の技術基盤強化に向けた取組を推進。自律性確保に向け、低軌道通信衛星のコンステレーション、情報収集衛星及び次期気象衛星を整備。

² 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(2022 年8月施行)

³ 2025 年5月、量子技術イノベーション会議より報告。

⑥ デジタル・サイバーセキュリティ

- ・ サイバー攻撃に関して高度な対処能力を有する人材の育成など、産業界におけるサイバーセキュリティ対策を強化。
- ・ インターネット上の偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、対策技術の開発・実証を推進。

⑦ コンテンツ

- ・ デジタル関連産業のグローバル化促進のための施策⁴に基づき、我が国のコンテンツの競争力を高め収益を拡大するため、日本発コンテンツの国際流通機能の強化、大規模コンテンツの創出、ロケ誘致を支援するとともに、海賊版対策を推進。
- ・ 世界市場で高く評価される我が国のマンガ等コンテンツについて、次世代のデジタル配信プラットフォームの構築に向けたコンソーシアムの創出、翻訳等の人材育成、クリエイターへの適切な対価還元など、更なる海外発信に向けた環境整備を推進。

⑧ フードテック

- ・ 農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術・新品種の開発・導入、輸出産地の育成など、農業構造転換を集中的に推進。
- ・ 先端技術を活用した完全閉鎖型植物工場や陸上養殖施設等への投資を促進。
- ・ 食品製造業や飲食業等の課題を解決する新技術であるフードテックを活用した新たな商品・サービスの創出やビジネス展開、事業規模拡大を促進。
- ・ AI、ロボット等を活用したスマート技術の開発・導入など、スマート農林水産業の展開を加速。

⑨ 資源・エネルギー安全保障・GX

- ・ 安全性確保を大前提とした原子力発電所の再稼働を進めるとともに、次世代革新炉の早期の社会実装を目指す。原子力関係閣僚会議⁵の方針を踏まえ、避難路整備等の原子力防災対策を推進。
- ・ 地域共生の対応策を強化しつつ、風力、地熱等の再エネ導入を促進。地方公共団体や民間企業の再エネ導入等の脱炭素化の取組に対する支援を強化。
- ・ ペロブスカイト太陽電池の研究開発や国内外の市場への本格的な展開を促進するとともに、信頼性評価に関する国際標準策定に向け、その基盤となる認証試験設備を整備。
- ・ 使用済太陽光パネルの最終処分量の減量のため、パネルのリユース・リサイクルに係る制度を検討するとともに、技術実証・設備導入を支援。
- ・ 変動電源の調整力確保やレジリエンス向上のため、セキュリティが確保された蓄電池導入を支援。
- ・ 電力の安定供給確保に向け、大規模電源や地域間連系線、地内基幹系統の整備を促進するための制度的措置を検討。
- ・ 工場、事業所、住宅等の省エネ化、建物の断熱性向上、省エネ設備の導入等を支援。自動車の電動化を推進。

⁴ 2025 年9月、「デジタル関連産業のグローバル化促進のための関係閣僚会議」において決定。

⁵ 2025 年8月、第 13 回原子力関係閣僚会議開催。

- ・ 南鳥島周辺海域でのレアアース生産の開発実証を加速。海外の上流権益確保・供給源多角化を推進。
- ・ 規制改革と一体で、GX 戦略地域として、コンビナートの再生、データセンターの集積、脱炭素電源を活用した投資を促進し、新たな産業クラスターを創出。

⑩ 防災・国土強靱化

- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画⁶に基づく取組を着実に推進。
- ・ 事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新等を推進。
- ・ インフラ老朽化に起因する重大な事故を防ぎ、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進。集中豪雨による市街地の道路地下構造物の浸水・冠水に備え、道路インフラの局所対策を推進。
- ・ 南海トラフ地震等大規模災害の発生を想定し、2026 年1月からの船舶活用医療提供体制の運用開始を踏まえ、必要な資器材等の分散備蓄等を推進。大規模災害発生時における分野横断的な影響を考慮した災害リスク評価を実施。

⑪ 創薬・先端医療

- ・ 医療 DX の推進や医療機関へのサイバー攻撃を踏まえ、基幹インフラ制度に医療分野を追加する、経済安保推進法の改正を検討。
- ・ 継続的に創薬スタートアップから革新的新薬を生み出す創薬基盤・インフラの強化を支援。
- ・ 再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発を促進するとともに、それらの生産拠点として、CDMO⁷の設備投資を支援。革新的がん医療、ゲノム医療等の先端医療や、感染症有事に備えた治療薬・診断薬の研究開発を支援。
- ・ 創薬プラットフォーム構築を含め、医療研究開発への AI の利活用を推進。
- ・ 後発医薬品の品目統合や事業再編等に向けて生産性向上に取り組む企業の設備投資を支援。
- ・ 人工呼吸器のサプライチェーン強靱化のため、経済安保推進法の特定重要物資として指定するとともに、生産基盤強化を支援。
- ・ 攻めの予防医療を通じた健康増進を実現するため、エビデンスに基づくヘルスケアサービスの開発を支援。

⑫ フュージョンエネルギー

- ・ フュージョンエネルギー・イノベーション戦略⁸に基づき、2030 年代のフュージョンエネルギー発電実証を目指し、スタートアップ等における様々な炉型による研究開発を支援するとともに、スタートアップへの供用も可能な施設・設備の整備を通じ、研究開発を促進。
- ・ ITER⁹計画及び BA¹⁰活動を推進し、その成果を国内に還元。

⁶ 2025 年6月、閣議決定。

⁷ 受託開発・製造事業者 (Contract Development and Manufacturing Organization)

⁸ 2025 年6月、統合イノベーション戦略推進会議において改定。

⁹ 国際熱核融合実験炉 (International Thermonuclear Experimental Reactor)

¹⁰ 幅広いアプローチ (Broader Approach)

⑬ マテリアル(重要鉱物・部素材)

- ・ 重要鉱物の確保に向けて、経済安保推進法の特定重要物資として既に指定されている重要鉱物の範囲を拡大。永久磁石について、生産能力の増強及び省レアアース磁石の研究開発への支援を強化。
- ・ レアメタル鉱山開発・精錬への出資・助成支援や国家備蓄を強化。南鳥島周辺海域でのレアアース生産の開発実証を加速。
- ・ 磁気センサーのサプライチェーン強靱化のため、経済安保推進法の特定重要物資として指定するとともに、生産基盤強化・研究開発を支援。
- ・ レアメタル・プラスチック等の国内外の資源循環を促進するため、再生材の供給サプライチェーンの強靱化・製造拠点の構築への支援や、同志国との国際連携を強化。
- ・ マテリアル革新力強化戦略¹¹に基づき、AI for Materials を推進。

⑭ 港湾ロジスティクス

- ・ 港湾ターミナルオペレーションシステムにおけるサイバー攻撃への対処能力向上を通じ、港湾のサイバーセキュリティ対策を強化。
- ・ サイバーポートを活用した港湾関連手続の電子化や「ヒトを支援する AI ターミナル」の取組を推進。

⑮ 防衛産業

- ・ 地域の関係機関と連携した、デュアルユースに係る開発・生産の強化に資する事業環境の改善や、米国、英国、NATO、EU 等の同盟国・同志国との防衛産業サプライチェーンにおける協力の推進など、防衛産業を更に強化するための施策について検討し、具体化。

⑯ 情報通信

- ・ AI 社会を支える光電融合技術によるオール光ネットワークを中核とした次世代情報通信基盤の社会実装・海外展開に向け、研究開発を推進。
- ・ デジタルインフラを強靱化するため、データセンターや国際海底ケーブルの地方分散を促進。
- ・ 海底ケーブルの敷設役務など、重要な物資の供給に不可欠な役務への支援を追加する、経済安保推進法の改正を検討。

⑰ 海洋

- ・ 海洋開発等重点戦略¹²に基づき、自律型無人探査機(AUV)の社会実装に向けた実証、北極域研究船「みらいⅡ」の建造、南鳥島周辺海域でのレアアース生産の開発実証等を加速。

¹¹ 2025 年6月、統合イノベーション戦略推進会議において決定。

¹² 2024 年4月、総合海洋政策本部会合において決定。

(1—2)分野横断的課題

① 新技術立国・競争力強化

- ・ サプライチェーンの強靱化、基幹インフラ役務の安定提供の確保、総合的なシンクタンク機能の構築、重要な海外事業の促進など、経済安保推進法の改正を検討。
- ・ 同盟国・同志国との国家間合意に基づく国の研究機関の間の共同研究の推進を含め、経済安全保障上の重要技術の研究開発を支援。
- ・ 科研費について、若手研究者の研究時間確保に向けた運用改善を行うとともに、国際的研究への支援を強化。
- ・ 若手研究者による創発的研究への支援を強化。先端研究設備・機器や先端大型研究施設の整備・共用・高度化を推進。
- ・ 国家としての戦略技術分野や地方大学が強みを有する研究分野において、産学連携による人材育成や、共同研究の拠点形成を促進するとともに、このための制度的措置や研究開発税制の強化を検討。
- ・ 国際連携・共同研究や海外研究機関からの優れた研究者の呼び込みを通じて、国際頭脳循環を活性化。
- ・ 中長期の企業価値向上を後押しするため、「成長投資促進ガイダンス(仮称)」を策定。関連法令・ルールを整備するとともに、設備投資・研究開発及びそれらを支える資金調達の多様化を促進。
- ・ 大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設し、国内における高付加価値化型の設備投資を促進することを検討。
- ・ AI・半導体に続き、造船、量子、重要鉱物など経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みについて検討に着手。

② 人材育成

- ・ 全国各地において、人材育成の在り方を協議する場(地方公共団体、大学、経済界等で構成)を設置。
- ・ 未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実。
- ・ 高校から大学までを通じた産業イノベーション人材を育成するためのシステム改革を一体的に推進。

③ スタートアップ

- ・ 世界に伍するスタートアップ・エコシステムを作り、日本経済の成長をけん引する大規模スタートアップを輩出するため、M&Aの活性化や国内外からの投資促進等により、成長資金の供給を強化。
- ・ 官民による戦略分野の危機管理投資等も担うディープテック・スタートアップについて、研究開発・事業化の支援を強化。政府や企業による調達を拡大。
- ・ 大学発・高専発スタートアップや起業家人材の育成を強化。
- ・ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進し、イノベーション・エコシステムのハブの構築を目指す。拠点施設の整備、運営法人の設立に向け、必要な法制上の措置を具体化。

④ 金融を通じた潜在力の解放

- ・「地域金融力強化プラン」を年内に策定。
- ・資産運用立国に向けた貯蓄から投資への取組の成果を活かし、その実現に向け、金融を通じて、資金・人材・知恵を企業や地域に集結させ、それらの価値向上を目指すため、2026年夏までに、「地域金融力強化プラン」も包含した戦略を策定。
- ・2026年3月期の有価証券報告書から、人的資本に関する情報開示を充実することを検討。2026年夏を目途に、コーポレートガバナンス・コードを改訂し、改革の実質化を目指す。
- ・家計の安定的な資産形成に向け、金融経済教育やNISAの更なる充実を検討。

⑤ 労働市場改革

- ・処遇改善、成長分野への労働移動又は人手不足分野での人材確保を進めるため、足元・将来のスキル需要や支援策の実績・成果の検証を行い、支援策見直しや重点化を検討。処遇改善等に有効な支援策について、KPIの設定、事後検証を行った上で、定期的な見直しを行うことを検討。
- ・教育訓練給付について、民間団体等が実施する検定に係る講座指定を拡大するため、制度の周知や指定のプロセス等を検討。人材開発支援助成金について、事業主にとって利用しやすいものとなるよう、申請項目や添付書類の削減等の効率化を検討。
- ・各種支援策に関する情報の連携・一体化を進め、包括的で利便性の高いポータルサイトの構築に向けて検討。その際、本人の状況やニーズに沿った形で支援メニューが推奨されるAI機能の整備や申請手続きのデジタル化も併せて検討。
- ・非正規雇用労働者が働きながら学び、正社員就職等のキャリアアップを目指せるよう、オンラインによる職業訓練を全国展開。
- ・働き方改革関連法施行後5年の総点検として、業種・規模毎の状況、労使のニーズ等について、実態把握を実施。調査結果を踏まえ、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方を多角的に検討。

⑥ 介護・育児等の外部化など負担軽減

- ・育児・子供の不登校等が原因となる離職を減らすため、家事支援サービスやベビーシッターの利用促進に取り組む。
- ・関係省庁が一体となって、事業者・団体との連携の下、それらのサービスの普及広報や実態・ニーズの調査を行うとともに、2026年夏を目途として、サービスの品質・信頼性の向上や人材の育成・確保に向けたリ・スキリングや関連する公的資格の在り方、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等について、総合的に検討。

⑦ 賃上げ環境整備

- ・2026年の春季労使交渉に向けた、政労使の意見交換の開催。賃上げ促進税制の活用による賃上げモメンタムの維持・向上。
- ・官公需における物価上昇等を踏まえた単価の見直し。
- ・低入札価格調査制度について、国は適切な運用を徹底するとともに、工事以外の請負契約にも導入を拡大。地方公共団体においても、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入を拡大。

- ・ 中小企業・小規模事業者の業務改善・設備投資に対する支援を強化。人手不足が深刻な 12 業種を中心に、省力化投資促進プラン¹³に基づき、支援策を充実するとともに、施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備を推進。
- ・ 全都道府県への「生産性向上支援センター(仮称)」の設置、商工会・商工会議所による専門家派遣、複数の支援機関が連携する伴走支援モデル創出など、プッシュ型伴走支援体制の強化。
- ・ 次期報酬改定に先行する、医療・介護施設等の経営改善や職員の処遇改善を支援。
- ・ 重点支援地方交付金を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押し。
- ・ 価格転嫁・取引適正化を徹底。中小受託取引適正化法¹⁴の周知広報及び執行体制を強化。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針¹⁵」を改正。
- ・ 『稼ぐ力』強化と賃上げの好循環の実現に向けて、事業承継・M&A の支援強化を含め、「強い中小企業」への行動変容に向けた「労働供給制約社会の中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略(仮称)」の検討に着手。

⑧サイバーセキュリティ

- ・ サイバー対処能力強化法¹⁶・経済安保推進法により、基幹インフラ役務の安定提供を確保。
- ・ 政府機関等において、サイバー攻撃に関して高度な対処能力を有する人材を育成。サイバー対処能力強化法を踏まえ、サイバー脅威に対する的確な対応のための体制整備を推進。

(2)他の本部と連携して進める課題

- ・ 日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行に向け、国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の財務基盤を強化。
- ・ 米国関税措置の影響を受ける事業者の資金繰り、事業多角化、グローバルサウス等の地域での新市場開拓やサプライチェーン強靱化を支援。
- ・ 地域未来戦略の検討と連携し、地域経済を牽引する中堅企業や「売上高 100 億宣言企業」による投資を促進。
- ・ 地方に投資を呼び込み、成長分野の産業クラスターを形成するため、関係法令改正による対応の検討を含め、産業用地の利活用及び計画的な整備を促進。
- ・ 生活の維持に必要不可欠なサービスを供給する事業の継続や新事業によるサービスの供給を後押しする制度的枠組みを検討。
- ・ 「交通空白」解消に向け、特に、デマンド交通や公共ライドシェアの導入、地方公共団体や事業者による共同化・協業化を通じた輸送資源の最大活用、地域交通 DX、自動運転の事業化を促進。

¹³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(2025 年 6 月閣議決定)等において策定。

¹⁴ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(2026 年 1 月施行)

¹⁵ 2023 年 11 月策定。

¹⁶ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(2025 年 7 月施行)